

## 福井県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和8年3月13日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和8年3月17日

福井県監査委員	大 森 哲 男
同	笹 原 修 之
同	五十嵐 昌 子
同	伊 藤 和 弘

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人（略）

#### 2 請求書の提出日 令和8年1月15日

#### 3 請求の要旨

監査請求書および請求人の陳述の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

##### (1) 措置請求事項

監査委員は、県に対し、前知事杉本達治氏（以下「前知事」という）への退職手当の支出・支払に関与した職員に損害賠償請求を行うよう勧告されたい。

##### (2) 請求の理由

県は、前知事に対し、令和7年12月26日に退職手当6,000万円余を支払った。

当時、前知事が福井県職員に対しセクハラ行為を行ったことについて、外部弁護士による事実関係の調査が行われ、前知事もまたセクハラ行為を行ったことを認めており、セクハラ行為があったことは、公知の事実であった。

令和8年1月7日に調査担当弁護士による報告書の会見があり、会見に同席した副知事他3名の県職員は、ストーカー行為等の規制に関する法律に抵触することおよび刑法の不同意わいせつ罪に該当する事例があったことを認めた。

退職手当を支払うか否かは大きな政治的判断がなされるべきことであって、6,000万円余の請求書を前に一旦保留することは、県民の血税を預かるものとして当然の責務である。これを怠った退職手当の支出負担行為、支出命令および支払行為は違法かつ不当である。

「福井県職員等の退職手当に関する条例」（以下「条例」という）第13条第2項第1号の規定に、退職手当の支払差止処分を行うことができる場合の1つとして、「犯罪があると思料するに至ったとき」とある。県は同規定により支払差止処分を行うべきであった。「犯罪があると思料するに至ったとき」とは、「公務員の退職手当法詳解 第7次改訂版 退職手当制度研究

会編著「学陽書房刊」(以下「解説書」という)では、①本人の供述、②関係者の供述、③職場内外で収集した物証、④警察等から提供を受けることができた情報を総合的に勘案し、事実関係について相当程度の確証が得られたことが必要とされている。これについては、

#### ①本人の供述

福井新聞 令和8年1月8日記事

前知事は7日、自身のセクハラ問題に関する調査報告書公表を受け、代理人弁護士を通じて書面でコメントを発表した。自身のセクハラ行為を「低俗かつ愚劣なものであり、被害者の方々の尊厳を傷つけたことであると深く反省している。」

#### ②関係者の供述

福井新聞 令和8年1月8日記事

外部弁護士の調査委員3人は(中略)情報提供をもとに14人に接触し、資料提供などの協力が得られた女性職員3人と通報者の計4人に対するセクハラを認定した。前知事は職務で接点を持った職員に対し性的なメッセージを深夜や休日、業務中を問わず送信、被害者が拒絶しても、しばらくすると再びメッセージを送り、口止めしたり暗に性的関係を繰り返し求めたりしており、調査委員は「ストーカー規制法に抵触する違法行為である可能性を否定できない」と言及した。

前知事は飲食店などで被害者の太ももを触ったり、足を絡めたりする行為に及んだ。調査委員は、被害者の説明の信用性が高く「不同意わいせつ罪に抵触する可能性も否定できない」とした。

#### ③職場内外で収集した物証

セクハラに該当する約1,000通のテキストメッセージが残されている。

#### ④警察等から提供を受けることができた情報

刑事訴訟法第239条第2項に基づき、関係職員は司法警察員に対し、告発を行う義務があるが、いまだに行っていない。

以上の点を総合的に勘案すれば、刑法の不同意わいせつ罪、ストーカー行為等の規制等に関する犯罪を行ったとの事実関係について相当程度の確証が得られたことは明白である。この罪は拘禁刑に処される重罪である。

前知事は、退職手当は労働の対価であると主張し返還を拒否しており、退職手当の法的回収の手段はない。よって、退職手当の支出負担行為、支出命令および支払行為に関与した職員は、連帯して、損害を補填しなければならない。

## 4 請求人から提出された事実証明書

令和8年1月8日付け 福井新聞記事の写し

令和8年1月16日付け 福井新聞記事の写し

## 第2 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出および陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定により、令和8年2月4日に証拠の提出および陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から請求内容の陳述があり、新たな証拠として「福井県事務決裁規程(抜粋)」が提出され、前知事に対する退職手当の支払は、同規程第4条に定める「上司の決裁を受けなければならない事項」に該当することから、総務部長の決裁は違法かつ不当であると主

張した。

## 2 監査対象事項

県が前知事に対して行った退職手当の支払を監査対象とした。

## 3 監査対象機関 総務部人事課

## 4 監査対象機関の説明

監査対象機関に対して資料の提出を求めるとともに、令和8年2月13日に説明を聴取し、質問に対する回答を求めるなどした。その内容等は概ね次のとおりである。

### (1) 退職手当の支払の経緯について

前知事からは、令和7年12月5日付けで退職手当の請求があった。

知事や職員の退職手当については、条例第2条の3の規定により「退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない」とされている。

一方、条例第12条では退職手当の支給を全部または一部制限する処分ができる場合として①懲戒免職等処分を受けて退職した者、②地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者と定められている。なお、同規定による失職とは、拘禁刑以上の刑に処せられ、失職する場合を指す。

また、条例第13条では退職手当の支払差止処分ができる場合として、①刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職をしたとき、②退職手当を支払っていない段階において、起訴されたとき、③その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときと定められている。

さらに、支払差止処分を行った場合についても、「刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、懲戒免職処分を受けることなく、1年を経過した場合には、速やかに支払差止処分を取り消さなければならない」とされている。

以上を踏まえ、前知事へ退職手当を支払うにあたり、条例に定める支給制限処分および支払差止処分の対象になるか、慎重に検討した。

### (2) 退職手当の支給制限処分について

退職手当の支給制限処分については、懲戒免職処分を受けて退職した場合には支給制限処分を行うことができるが、知事は地方公務員法上、特別職に区分され、同法の適用外であるため、知事に対して懲戒免職処分を行うことはできない。

また、拘禁刑以上の刑に処せられて失職した場合に、支給制限処分を行うことはできるが、退職手当を支払う時点において、拘禁刑以上の刑に処せられていないことを踏まえ、支給制限処分を行うことはできないと判断した。

### (3) 退職手当の支払差止処分について

退職手当の支払差止処分については、条例第13条の規定により「刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職をしたとき」もしくは、「退職手当を支払っていない段階において、起訴されたとき」は、支払差止処分を行うことはできるが、退職手当の支払時点において、いず

れにも該当していない。

また、条例第13条第2項第1号に定める「その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」についても支払差止処分は行えるが、その者に犯罪があると思料するに至るかどうかについては、解説書において、前知事や関係者の供述、警察から提供を受ける情報を総合的に勘案し、事実関係について相当程度の確証が得られることが必要であり、漠然とした風聞に基づき何らかの不当な行為があったかもしれないという程度の心証では足りないものと解されていることを踏まえると、①退職手当の支払時点においては特別調査委員会の報告書の内容が公表されておらず、犯罪があると思料するに至る状況ではなかったこと、②県顧問弁護士にも支払差止処分を行うべきか相談した結果、支払差止処分を行うことは不適當であるとの見解を得たことから、支払差止処分を行うことはできないと判断した。

佐賀地方裁判所平成30年（行ウ）第4号令和2年8月28日判決は、「犯罪があると思料する」との判断にあたり、非違行為が刑事事件として立件される見込みがあるか否かは、重要な要素であり、退職手当の支払日までに逮捕または起訴される見込みがない以上、退職手当の支払の差止めを行わなかったことが条例に違反するとはいえないとしている。

このため、前知事が辞職してから1月にあたる令和8年1月3日（土）の直前の営業日である令和7年12月26日（金）に退職手当の支払を行った。

#### （4）退職手当の支払を一旦保留しなかった理由について

条例第2条の3の規定により「退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし…(中略)…特別の事情がある場合は、この限りでない。」とされている。

退職手当は、県が支払義務を負う金銭債務であるとともに、退職者が権利として請求し得る給付であり財産権に該当する。

また、解説書では、退職手当の支払期限は「職員が退職した日から起算して1月以内」であるが、これは、「退職手当は職員が退職した日から起算して1月後に支払うという意味ではなく、退職手当の支給手続きが支給期限前に完了した場合には、支払期限の到来を待たずに直ちに支給されなければならない」とされている。

また「特別の事情」については、支払差止処分の規定が新設された際に設けられた規定であり、「特別の事情」とは、①死亡等による予期し得ない退職のため、事前に退職手当の支給手続きを行うことが出来なかった場合、②退職手当の計算根拠となる基礎在職期間に、独立行政法人等に在職した期間が含まれており、その確認に相当な時間を要する場合とされており、退職手当を支払うことを前提としつつ、相続人の確定や支給額の確定ができないなど、1月以内に支給することが物理的に不可能な状態を指していることから、今回の事案については、「特別の事情」には該当しないと判断した。

#### （5）退職手当の支払を総務部長が決裁したことについて

前知事の退職手当については、条例に基づき支払うものであり、裁量の余地がないことから、福井県事務決裁規程第4条に規定する「上司の決裁を受けなければならない事項」に当たらない。

### 第3 監査の結果

本件請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

## 1 結論

本件請求には、理由がないものと認め棄却する。

## 2 確認した事実

令和7年11月25日 前知事が辞任の意向を表明

令和7年12月4日 前知事が辞任

令和7年12月15日 総務部長が退職手当の執行何を決裁

令和7年12月19日 人事課長が退職手当の支出負担行為兼支出命令書を決裁

令和7年12月26日 県が前知事に退職手当6,162万円を支払

令和8年1月7日 ハラスメント事案に関する特別調査委員が調査報告書を公表

## 3 請求人の主張に対する検討

請求人は前知事への退職手当の支出・支払に関与した職員に対し、県が損害賠償請求を行うことを求めているが、支出・支払に関与した職員に賠償責任が生じるのは地方自治法第243条の2の8により、「故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠ったことにより県に損害を与えたとき」に限られる。

このため、退職手当の①支給制限処分、②支払差止処分、③支払の保留をしなかったことが違法であるか検討する。

### (1) 退職手当の支給制限処分をしなかったことについて

特別職である知事は地方公務員法の適用外であり懲戒免職処分の対象とはならない。また、前知事は退職手当を支払う時点で拘禁刑以上に処せられていないことから、条例第14条第1項の規定による退職手当の支給制限の対象でないことは明らかである。

### (2) 退職手当の支払差止処分をしなかったことについて

条例第13条第2項第1号中の「犯罪があると思料するに至ったとき」とは、条文では明示されておらず、具体的な状況に応じて県が判断するものである。

監査対象機関は、「その者に犯罪があると思料するに至るかどうかについては、事実関係について相当程度の確証が得られることが必要であり、退職手当の支払時点においては調査報告書の内容が公表されておらず、犯罪があると思料するに至る状況ではなかった。また、県顧問弁護士にも相談した結果、警察による捜査が行われておらず、犯罪があると判断する段階には至っていないため不相当であるとの見解を得て、支払差止処分を行うことはできないと判断した」と説明している。

支払の差止処分を行うか否かは裁量行為である。裁量行為については、「その判断が社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したと認められる場合に違法であると判断すべきである。」（最高裁令和4年（行ヒ）第274号令和5年6月27日第三小法廷判決）とされている。

本件については、上記のとおり、監査対象機関が判断した論拠には合理性があり、裁量権を逸脱・濫用したとは認められない。

### (3) 退職手当の支払を一旦保留しなかったことについて

条例第2条の3では、退職手当の支払期限は「職員が退職した日から起算して1月以内」であり、「特別の事情」がある場合は、この限りでないとしている。これは、手続上のやむを得ない

事情で期限内に支払うこと出来なかった場合に、県が履行遅滞の責を負わないために設けられた規定であることから、第2条の3の「特別の事情」を適用して支払を保留することはできないものとする。

#### 4 判 断

上記（1）～（3）に記述したとおり、退職手当の①支給制限処分、②支払差止処分、③支払の保留をしなかった判断に裁量権の逸脱・濫用は認められないことから、今回の退職手当の支払は適法であり、支払に関与した職員に損害賠償の責任は生じない。

#### 付 記

監査の結果については上記のとおりであるが、特別調査委員による調査報告書の公表により前知事によるセクシャルハラスメント行為の実態が明らかになったことで、退職手当の支払に対して県民の間に強い疑念と不信が広がっていることも事実である。

令和8年2月定例県議会において、「福井県知事等の退職手当に関する条例」の改正が提案されているが、この改正が県民の理解が得られるものとなることを望むとともに、「福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例」の制定はもとより、ハラスメント行為に対する実効性のある再発防止策が早急に整備されることを強く望むものである。